

集団規定に係る基準検討委員会規約

（名称）

第1条 本会は「集団規定に係る基準検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、建築基準法の集団規定に関する技術基準の検討等を行うことを目的とする。

（委員の任命）

第3条 委員会の委員は、建築基準法の集団規定及びその関係分野に関する学識経験又は専門知識のある者のうちから、住宅局長が任命する。

（委員長の任命等）

第4条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は、国土交通省住宅局が選任する。
- 3 委員長は、議長として委員会の議事を整理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 5 委員会にはワーキンググループを置くことができる。

（委員会の議事）

第5条 委員会の議事は、非公開とする。

- 2 委員会の議事概要については、委員に確認の上、国土交通省及び国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページにおいて公開する。
- 3 委員会の資料については、国土交通省及び国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページにおいて公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、国土交通省住宅局市街地建築課及び国土交通省国土技術政策総合研究所都市研究部に置く。

（雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。